

7月21日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です

投票時間は7時～20時

◎藍島市民サブセンター(小倉北区)での投票は7月19日(金)の7時～20時
◎平尾公民館(小倉南区)での投票は7月21日(日)の7時～19時

投票できる人(有権者)

投票できる人は、選挙人名簿に登録された次の項目のいずれにも該当する人です。

- 日本国籍を持ち、平成13年7月22日以前に生まれた人。
- 平成31年4月3日以前から引き続き北九州市内に住所があり、住民基本台帳(住民票)に記載されている人。
- 市内に住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住所を有していた人のうち、平成31年3月3日以後に市外に転出した人。

投票する場所

投票所入場整理券に記載されている投票所を確認してください。ただし、最近転居した人は、投票所が次のようになります。

市内で転居した人 ▼6月14日以前に転居の届け出をした人
 新たな住所へ
 ▼6月15日以後に転居の届け出をした人
 旧住所へ

市外から転入した人 ▼4月4日以後に転入の届け出をした人
 旧住所へ

期日前投票

選挙の当日、仕事、旅行やレジャーなどの予定がある人は、期日前投票ができます。投票所入場整理券(届いていない人や紛失し

場所	期間・時間	投票できる人
各区役所	7月5日(金)～20日(土) 8時30分～20時	各区の有権者
各出張所(曾根・折尾出張所を除く)	7月5日(金)～20日(土) 8時30分～17時	各区の有権者
曾根・折尾出張所	7月5日(金)～18日(木) 8時30分～17時	曾根出張所は小倉南区の有権者 折尾出張所は八幡西区の有権者
	7月19日(金)～20日(土) 8時30分～19時	
小倉駅前アイム6階(小倉北区京町三丁目)、イオンモール八幡東1階(八幡東区東田三丁目)	7月12日(金)～14日(日) 10～19時	小倉駅前アイムは小倉北区の有権者 イオンモール八幡東は八幡東区の有権者
馬島集会所	7月17日(水)12～15時	小倉北区馬島の有権者

た人は、本人であることを確認できるもの(自動車運転免許証や健康保険証など)を持って、左記の投票所で係員に申し出て投票してください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険証を持ち、一定の条件に該当する人は、郵便などによる不在者投票ができます。7月

	選挙全般に関する先 市・区の選挙管理委員会	入場整理券の先
北九州市	☎582・3071	—
門司区	☎331・1880	☎332・4484
小倉北区	☎582・3505	☎583・6108
小倉南区	☎951・4113	☎921・9264
若松区	☎761・5328	☎761・4261
八幡東区	☎671・2887	☎661・6185
八幡西区	☎642・1443	☎622・4890
戸畑区	☎871・3453	☎883・2140

不正投票防止のため、投票所では誕生日などによる本人確認を行っています。ご協力をお願いします。

本人確認にご協力ください



17日までに、証明書の交付や投票用紙の請求などの手続きが必要です。

プレミアム付商品券を販売

販売は9月下旬から。例1月1日現在で本市の住民基本台帳(住民票)に記載されており、平成31年度市民税が非課税の人(ただし、市民税課税者と生計を同一にする配偶者・扶養親族、生活保護受給者は除く。申請が必要。対象の可能性のある人には7月下旬に郵便で通知します)や平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子どもがいる世帯の世帯主(申請不要。例1冊5000円分を4000円で販売(最大5冊まで)。利用期間は10月1日(火)～来年3月31日(火)。詳細はプレミアム付商品券事務局 ☎0570・0527399へ。
 団産業経済局商業・サービス産業政策課 ☎582・2050。

吹き付けアスベスト除去工事費などを補助

建築物に施工されている吹き付けアスベストの分析調査や除去工事などの費用を補助します(既に調査や工事が完了している場合や解体予定の場合は除く)。補助額は▼分析調査(対象費用の全額。上限25万円) ▼除去工事(対象費用の3分の2。上限120万円(分析調査で補助を受けた場合はその額を控除)。
共通 事前に相談が必要。補助要件など詳細は建築都市局建築指導課 ☎582・2531へ。



国民健康保険のお知らせ

国民健康保険証を変更

8月1日から、保険証の色が変わります。新しい桃色の保険証(70歳以上の人は保険証兼高齢受給者証は7月31日までに簡易書留で郵送します。これまで使っていた柿色の保険証は8月1日から使えなくなります。

住所地の区役所国保年金課へ。
限度額適用・標準負担額減額認定証などのご利用を
 国民健康保険に加入している人(70歳以上で市民税課税世帯のうち、自己負担区分が一般、現役並みⅢを除く)には、同一医療機関での1カ月の支払いが自己負担限度額までとなる認定証を交付し、市民税非課税世帯の人には入院時の食事代などを減額する認定証を交付します。交付を受けるには事前に申請が必要。申請手続きは7月24日から、国民健康保険証と印鑑を持参してください。また、災害・収入減少など特別な理由で一時的に生活が困難になった人は、一部負担金の減免が受けられる場合があります。詳細は住所地の区役所国保年金課へ。



国民健康保険料(第2期)の納期限は7月31日です。

海外渡航前に感染症の予防を

海外では、日本で流行していない感染症にかかることがあります。厚生労働省検疫所のホームページへ <https://www.forth.go.jp> などへ、海外での最新の感染症情報を旅行前に確認しましょう。



また、予防接種によって予防できる感染症(麻しん(はしか)、黄熱など)があるので、医療機関や検疫所へ相談してください。

帰国後、体調不良になって医療機関を受診する場合は、事前に連絡をし、旅行先、旅行期間、旅行中の行動を伝えましょう。保健福祉局保健衛生課 ☎582・2430へ。

